

## 第7分野 「高齢者、障害者<sup>14</sup>、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」

### I これまでの施策の効果と、「様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」が十分に進まなかった理由

1 「高齢者等が安心して暮らせる環境の整備」については、高齢者の社会参画支援、介護体制の構築、障害者の自立した生活の支援等の施策が進められてきた。しかし、高齢単身女性の高い相対的貧困率<sup>15</sup>に現れているように高齢期の経済的基盤が脆弱であることや、家族や地域の支えが弱まっていることなど、高齢者が自立できる環境整備には依然として課題が多い。

家族の変容、雇用・就業をめぐる変化、グローバル化などが進む中で、相対的貧困率が上昇するなど貧困に陥る層が増加しており、特に女性が非正規労働に就きやすい就業構造や、女性に対する暴力などを背景に、女性が貧困に陥るリスクが顕在化している。また、様々な生活上の困難が複合的に影響し、そうした状況が固定化し、さらには次世代に連鎖している実態が明らかになっている。

2 人々が安心して暮らせる環境の整備が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 女性の相対的貧困率が高い背景には雇用・就業に関する男女の格差が影響していることなど、人々が安心して暮らせる環境の整備のために男女共同参画をめぐる問題への対処が不可欠であることの認識が十分でなかった。
- (2) 雇用・就業の変化、家族や地域の変容に対応したセーフティネットの構築が十分でなかったため、最近の経済・雇用情勢の急激な悪化によって生活上の困難を抱える人々が増加した。
- (3) ライフコースの様々な場面で複合的に影響する問題に対処するには、個人が置かれた状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、そのためには雇用、福祉、教育などの複数の施策領域の連携や、国、地方、民間団体など幅広い支援主体の連携が必要であるが、そうした体制の構築が十分でなかった。

### II 今後の目標

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける。相対的貧困率は、各年齢層で男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性や母子世帯で高い。女性が貧困に陥りやすいこと  
の背景には、女性が非正規労働に就きやすい就業構造や女性が暴力被害を受けやす

<sup>14</sup> 「障害」の表記については、今後の「障がい者制度改革推進本部」における法令等の「障害」の表記の在り方に関する検討結果を踏まえ、対応する。

<sup>15</sup> 相対的貧困率とは、等価可処分所得（収入から税・社会保険料を差し引き、社会保障給付（現金給付に限る。）を加えた額を、世帯の人数の平方根で割って調整した値。世帯構成員の所得水準を示す。）の中央値の一定割合未満の所得の人口が全人口に占める割合。一定割合には50%が用いられることが一般的。

いこと等の問題がある。さらに、障害があること、日本で働き生活する外国人<sup>16</sup>であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることからくる複合的な困難を抱える場合がある。また、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)に関して困難を抱えている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である。一方、高齢単身男性や父子世帯が地域で孤立するなどの問題の背景には、根強い固定的性別役割分担意識や仕事と生活の調和が確立されていない現状がある。

このように、高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が直面する問題を解決するには、男女共同参画を推進することが不可欠である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境整備を進める。

### Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

#### 1 高齢者の自立した生活に対する支援

##### (1) 施策の基本的方向

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策の展開が必要であり、また、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代横断的な視点が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進める。

##### (2) 具体的な取組

- ① 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援を行う。
- ② 高齢期の経済的自立につながるよう、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築、就労における男女の均等な機会と公正な待遇の確保、高齢期の安定した生活を実現する公的年金制度を構築する。
- ③ 高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向け、単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮したICTの普及や住まいの確保、高齢者虐待問題や消費者被害への対応を進める。
- ④ 性差医療の推進や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を進める。
- ⑤ 女性の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実と良質な介護基盤の構築や安定的な医療提供体制の整備を進める。

<sup>16</sup> これらの外国人の中には、女子差別撤廃委員会最終見解が「社会的弱者グループ」と定義する難民や「移民女性」も含まれているものと考えられる。

- ⑥ 国民の理解を深めるための啓発・広報活動及び幅広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、高齢者の移動手段の確保も含め、高齢者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進める。

## 2 障害者の自立した生活の支援

### (1) 施策の基本的方向

障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を進める。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的な困難を抱えていることに留意する必要がある。

### (2) 具体的な取組

- ① 障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、各種施策を総合的に推進する。
- ② 障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うとともに、「制度の谷間」がない利用者の応能負担を基本とする総合的な支援制度を構築する。その際、男女共同参画の視点に十分配慮する。
- ③ 国民の理解を深めるための啓発・広報活動及び幅広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、障害者の移動手段の確保も含め、障害者が自立して日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進める。

## 3 外国人

### (1) 施策の基本的方向

グローバル化の進展に伴い、外国人が増加している。また、国際結婚は 1980 年代半ば以降急増しているが、その 8 割が夫は日本人で妻は外国人という組合せであり、国際結婚のもとで外国人の親を持つ子どもも増加している。

外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違いなどの困難を抱えていることに加え、女性であることで更に複合的な困難を抱えており、その状況に応じた支援を進める。

### (2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画の視点に立ち、日本で働き、生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備等を進める。
- ② 外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び修学上の困難について、実態を踏まえた支援を行う。

- ③ 配偶者からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切な支援を進める。
- ④ 「人身取引対策行動計画 2009」に基づく取組を進める。

#### 4 貧困等様々な困難を抱える人々への対応

##### (1) 施策の基本的方向

相対的貧困率は各年齢層で男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性や母子世帯で高い。女性が貧困に陥りやすいこと背景には、女性が非正規労働に就きやすい就業構造や女性が暴力被害を受けやすいこと等の問題がある。また、根強い固定的性別役割分担意識や仕事と生活の調和が確立されていない現状が、高齢単身男性や父子世帯の男性が地域で孤立するなどの生活上の困難の背景にある。このように、貧困や人間関係など生活上の様々な困難に対応するためにも、男女共同参画を進める必要がある。その際、様々な困難が固定化し、複合的に作用している状況に留意が必要であり、また、様々な困難の次世代への連鎖を断ち切る取組が必要である。

さらに、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的な困難を抱えている場合があることに留意する必要がある。また、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)に関して困難を抱えている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。

男女それぞれの置かれた状況を踏まえ、貧困や人間関係などの生活上の困難を抱える人々の自立に向けた力を高める取組、雇用・就業の安定、安心して親子が生活できる環境づくり、支援基盤の整備、人権教育・啓発等を進める。

##### (2) 具体的な取組

- ① 雇用・就業の安定に向けたセーフティネットの再構築、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築、就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進める。
- ② 安心して親子が生活できる環境づくりに向けて、ひとり親家庭に対する、世帯や子どもの状況に応じた就業・子育て・生活支援等を行う。特に、母子家庭の生活の自立に必要な養育費の確保が十分とはいえない状況であるため、養育費確保のための更なる方策を検討する。また、貧困等の様々な困難の次世代への連鎖を断ち切るため、教育費の負担軽減等を進める。
- ③ 教育領域と職業領域の連携に基づく、若年期から自立に向けた力を育成するための教育の充実、若年期の自立支援等を進める。
- ④ 制度の狭間に置かれた人々への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援のための施策や支援主体の間の連携を進める。
- ⑤ 女性であることで更に複合的な困難を抱える場合や性的指向に関して困難を抱えて

いる場合などについて、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進める。

- ⑥ その他、男女共同参画会議の意見「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」(平成 21 年 11 月 26 日)に基づく取組を進める。